

JFRカード 保険サービス

ご利用の手引き

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明するものです。実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

- 大丸松坂屋カード
- 博多大丸孔雀カード

普通保険約款および特約等の詳細につきましてはJFRカード保険デスクまでお問い合わせください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

JFR CARD

1. お買物安心（動産総合保険）

1. 補償内容

当該カード会員が、補償期間中に当該カードのクレジット決済で購入した商品が購入日および購入日翌日（配送等による場合には商品の到着日）より90日以内もしくは180日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に補償されます。

※この内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

2. 自動的に補償されます

事前にご通知いただくことは必要ありません。当該カードのクレジット決済でお買い上げいただいた商品について、自動的に補償されます。

3. 被保険者

当該カード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方。

4. 補償期間

毎年5月1日から翌年4月30日までの期間でかつ当該カード会員である期間に購入された商品が補償の対象になります。（特別な通知がない限り毎年5月1日以降自動継続となります。）

5. 期間中の補償限度額

カード1枚あたりの期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおりです。

対 象 の カ ー ド	大丸松坂屋カード 博多大丸孔雀カード	
	グループ内利用	グループ外利用
補 償 限 度 額	200 万円	100 万円
自 己 負 担 額	3,000 円（一事故）	
対 象 期 間	購入日および購入日の翌日より 180 日間	購入日および購入日の翌日より 90 日間
対 象 と な る 利 用	大丸・松坂屋各店、 大丸福岡天神店、 PARCO 各店、 GINZA SIX の店舗内	海外利用・国内利用

（注）（1）補償限度額：カード会員本人および家族会員合算での年間の補償金支払の限度です。

（2）自己負担額：1 事故につき 3,000 円が自己負担額となります。

（3）対象期間：商品の購入日から始まり購入日の翌日から起算して 90 日もしくは 180 日補償対象期間となります。

（4）対象となる利用：グループ内利用とは「大丸・松坂屋各店、大丸福岡天神店、PARCO 各店、GINZA SIX の店舗内」で購入したものをいいます。

6. お支払いする保険金の額

当該カードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から自己負担額を控除した金額を補償いたします。ただし、会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部を当該カードのクレジット決済で支払った場合には、当該カードのご利用控の金額を限度とします。

7. 補償の対象となる商品

当該カードのクレジット決済で購入した商品が対象となります。ただし、次の「補償の対象とならない主な商品」は除かれます。

8. 補償の対象とならない主な商品

- 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- 携帯式通信機器^(注)およびこれらの付属品
- (注) 携帯電話・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション等をいい、ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器は含まれません。
- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
- 食料品
- 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- 不動産および不動産に準ずるもの
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
- 他人より委託されて購入した商品
- (注) ギフトカードで購入した商品は対象となりません。

9. 補償の対象とならない主な損害

- 会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- 保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- 商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- 国または公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質に起因する損害
- 紛失または置き忘れ（置き忘れ後に生じた盗難も含む）に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 故障による損害
- 商品の誤った使用に起因する損害
- 商品の配送中に生じた損害
- 管球類の単独損害
- 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- 楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- 美術品の損害に対する価値の下落
- 原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- 商品の保管場所において、事理弁識能力のある満15歳以上の者の不在時に生じた盗難による損害（不在期間が引き続き72時間を超えない場合を除きます）

10. 保険金請求

- 補償の対象となる損害が発生した場合は、すみやかに**JFRカード保険デスク**（三井住友海上）にお電話にてご連絡してください。
- 後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「保険金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。
- 保険金請求に必要な書類

保険金の種類 保険金請求書類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	その他 の事故 保険金	備 考
保 険 金 請 求 書	◎	◎	◎	◎	必要事項を記入のうえ署名・捺印ください
罹災証明および盗難届出証明書		◎	◎		所轄の消防署・警察署で取り付けてください
修理費見積書または領収書	◎		◎	○	修理先または購入先で取り付けてください
売上票（お客様控）	◎	◎	◎	◎	
損害を受けた対象物（現物）	○		○	○	
損 害 明 細 書	◎	◎	◎	◎	
損 害 状 況 写 真	○		○	○	
その他の関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご連絡させていただきます

- （注）（1）◎印は必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
（2）全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。
（3）上記各書類はコピーではなく本紙が必要です。
（4）盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。
（5）配送後の商品の損害については原則として受領証（商品の到着日を確認）が必要となります。
（6）上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・お買物安心保険についてのお問合せ

JFR カード保険デスク（三井住友海上）

受付時間/日本時間 9：15～17：00 年中無休

※ご連絡の際は、カード（カード番号）をお手元にご用意ください。

■国内から

0120-556-608（無料）

■海外から

国識別番号 地域番号 地域内番号

81 — 3 — 4335-1748

（コレクトコールをご希望の場合は、お客さまご自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。）